

秋田市訓令第8号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）の一部を次のように  
改正する。

第13条第1項第3号中「第6号」を「第5号の2」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。